

(環境委員会)

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物

等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三四号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、海岸漂着物対策の現状に鑑み、海岸漂着物等に我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、事業者の責務を明らかにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改めることとする。

二、法律の目的に、海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加することとする。

三、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物を「漂流ごみ等」として定義した上で、新たに「漂流ごみ等」を「海岸漂着物等」に追加することとする。

四、海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等

- の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならぬ旨を明記することとする。
- 五、海岸漂着物対策は、マイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。以下同じ。）の海洋環境への深刻な影響のおそれ等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制等による減量等が図られるよう十分配慮されたものでなければならぬこととする。
- 六、事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の使用に従った使用の後に公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならないこととする。
- 七、国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないこととする。
- 八、国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。
- 九、国は、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- 十、この法律は、公布の日から施行する。